

## 信州大学附属図書館と松本市図書館との 連携協力に関する覚書

信州大学附属図書館長 笹本 正 治(以下「甲」という。)と松本市教育委員会教育長 伊藤 光(以下「乙」という。)とは、平成17年6月13日付けで締結した「信州大学と松本市との連携に関する協定書」に基づき、地域の学術・文化の発展に資するため、信州大学附属図書館と松本市図書館が図書館活動において相互に連携し、協力するため次のとおり覚書を締結する。

### (目的)

第1条 この覚書は、甲及び乙が図書館活動において相互に連携協力することにより、図書館サービスの向上及び地域の学術・文化の発展に寄与することを目的とする。

### (連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、図書館活動の次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 図書館資料の返却に関すること。
- (2) 図書館資料の相互貸借に関すること。
- (3) 参考調査に関すること。
- (4) 図書館資料の分担保存に関すること。
- (5) 職員の資質向上のための研修に関すること。
- (6) 市民向け講習会に関すること。
- (7) その他甲及び乙が必要と認めること。

### (実施)

2 連携事項の実施に当たっては、別に定める要領等により実施するものとする。

### (有効期間)

第3条 この覚書は、締結の日から発効し、3年間とする。ただし、甲又は乙いずれからも別段の申し出がなされないときは、この協定は自動的に更新されるものとする。

### (細目)

第4条 この覚書に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、両者明記のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年7月15日

甲 信州大学附属図書館長 笹本 正 治



乙 松本市教育委員会教育長 伊藤 光





## 信州大学附属図書館と松本市図書館との資料相互貸借取り扱い要領

平成 22 年 7 月 15 日  
信州大学附属図書館長承認  
松本市中央図書館長承認

- 1 この要領は、信州大学附属図書館と松本市図書館との連携協力に関する覚書(以下「覚書」という。)第2条第2項に基づき、両館が所蔵する資料の相互貸借の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

- 2 この要領において用いる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「利用細則」とは、信州大学附属図書館利用細則をいう。
- (2) 「条例」とは、松本市図書館条例をいう。
- (3) 「相互貸借」とは、利用細則第24条に基づく相互利用のうち、松本市図書館からの依頼により資料の貸出しを行うこと及び条例第 3 条に基づき信州大学附属図書館からの依頼により貸出しを行うことをいう。
- (4) 「所蔵館」とは、利用申込みがあった資料を所蔵する図書館をいう。

### (利用者)

- 3 相互貸借を利用することができる者(以下「利用者」という。)は、信州大学附属図書館及び松本市図書館において資料の貸出しを受けることができる者とする。

### (利用窓口)

- 4 相互貸借を行う図書館は、信州大学松本合同図書館及び松本市中央図書館とする。

### (利用手続き)

- 5 信州大学附属図書館及び松本市図書館が所蔵する資料の貸出しを受けたい利用者は、それぞれ所定の申込書へ記入し、申し込むものとする。

### (申込書の送信)

- 6 信州大学附属図書館及び松本市図書館で受け付けた申込書は、その都度ファクシミリで所蔵館に送信するものとする。

### (発送・回答)

- 7 申込書を受信した所蔵館は、速やかに資料の発送手続きを行うこととする。貸出しが行えない場合には、申込書にその理由を記しファクシミリで回答するものとする。

### (信州大学の貸出条件)

- 8 信州大学附属図書館が貸出すことができる資料は、各図書館が所蔵するもののうち開架している資料で、次に掲げるものを除く。
  - (1) 参考図書
  - (2) 雑誌
  - (3) 新聞(縮刷版含む。)
  - (4) 視聴覚資料
  - (5) 電子情報資料
  - (6) その他図書館長が指定した資料



9 教育研究に支障が生じないように、貸出すことができる冊数を制限する。貸出冊数は、利用者一人につき2冊まで(ただし、医学部図書館は1冊まで)とする。

10 貸出期間は、送付期間(返送に係る期間も含む。)を含めて最大3週間とし延長を認めない。

(松本市の貸出条件)

11 松本市図書館が貸出すことができる資料は、松本市図書館が所蔵する資料で、次に掲げるものを除く。

- (1) 貴重資料
- (2) 辞書、年鑑、図鑑、統計及び目録類
- (3) 新聞(縮刷版、マイクロフィルムを含む。)及び新刊雑誌
- (4) 郷土図書(2冊(点)以上あるものを除く。)
- (5) 視聴覚資料
- (6) その他中央図書館長が指定した資料

12 図書館サービスに支障が生じないように、貸出冊数を制限する。貸出冊数は利用者一人につき2冊までとする。

13 貸出期間は、送付期間(返送に係る期間も含む。)を含めて最大3週間とし延長を認めない。

(遵守事項)

14 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係法令・規則、利用細則及び要領を遵守すること。
- (2) 資料の保全に万全を期し、資料の原状を維持すること。
- (3) 利用にあたっては、図書館職員の指示に従うこと。

(その他)

15 この要領に定めがない事項については、信州大学附属図書館と松本市中央図書館が協議のうえ決定する。

附則


1 この要領は平成22年7月15日から施行する。





信州大学附属図書館と松本市図書館との資料返却サービスに関する申し合わせ

平成 22 年 7 月 15 日  
信州大学附属図書館長承認  
松本市中央図書館長承認

- 
- 1 この申し合わせは、信州大学附属図書館と松本市図書館との連携覚書(以下「覚書」という。)第2条第1項に基づき、両館が所蔵する資料の返却の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(利用者)

- 2 この返却サービスを利用することができる者(以下「利用者」という。)は、信州大学附属図書館及び松本市図書館において資料の貸出しを受けることができる者とする。

(返却手続き)

- 3 信州大学附属図書館及び松本市図書館の利用者は、借用資料を以下の図書館カウンターへ直接返却できるものとする。
  - (1)信州大学松本合同図書館
  - (2)松本市中央図書館

(対象資料)

- 4 この返却サービスで扱う資料種別は図書(松本市図書館は雑誌を含む)で、視聴覚資料は対象としない。

(返却図書の取り扱い)

- 5 信州大学附属図書館へ返却された松本市図書館の資料は、1日1回午後3時までに附属病院「こまくさ図書室」へ職員が使送し、返却処理するものとする。
- 6 松本市中央図書館へ返却された信州大学附属図書館の資料は、FAX又は電子メールによって信州大学附属図書館へ連絡のうえ、松本市の配送車により附属病院「こまくさ図書室」へ配送され、信州大学附属図書館の職員が受け取るものとする。
- 7 付録の不備や汚破損が利用者によることが明白な場合は、受け取らずに貸出館へ直接返却するよう案内する。また、これら「問題のある本」がブックポストへ返却された場合などは、その都度 FAX「連絡票」へ図書IDや状況等を記載して送信することとし、緊急の場合を除き返却未処理の状態で「連絡票」を当該本へ挟み配送便により搬送する。

(その他)

- 8 この申し合わせに定めがない事項は、信州大学附属図書館と松本市中央図書館が協議のうえ決定する。
- 